



左から副会長の幸野氏、 会長の稲生氏、 副会長の伊藤氏

会長に 稲生 亨 氏
 (本神崎校区自治委員連絡協議会会長) を選出

副会長に
 幸野 和夫 氏 (木佐上校区会長)
 伊藤 一亀 氏 (大志生木校区会長)

地域の学校が維持されるに
 こしたことはないのですが、将
 来には自治体自体が消えてい
 ます。時代がくると言われていま
 す。明治維新や太平洋戦争後に
 教育制度は大きく変りました
 が、その度に先人達は地域の
 子ども達のために力を尽くし
 てきました。

現在、二つ目の大きな節目
 を迎えていると思っております。
 そういう時期に、ちようど
 我々が巡り合っています。わ
 けですが、自分たちの子ども
 が一番大切でありますので、
 今日お集まりの若いお父さん
 お母さん方は次の世代の事
 考えて、気持ちを一緒に
 ことなく、是非三校が一緒
 なって後世からも評価される
 ような学校づくりをやりたい
 と思いますので、ご協力の
 ほど、よろしくお願ひします。

（稲生会長挨拶より）

第1回協議会における主な意見を掲載しています。
 (発言内容については、紙面の都合で要旨のみとしています。ご了承ください。)

○は委員の発言 ●は事務局の発言

- 【協議会の運営についての意見】**
- 協議会の回数は概ね何回を予定していますか。
 - 回数については明確には決まっていません。本協議会は今日からスタートですが、いつ統合するか、統合について協議したものを報告書にまとめたものを教育委員会に提出いただくこととなります。報告書をいつまとめるかによって、回数も決まります。
- 【各校区の現状についての意見】**
- 木佐上小はこの2年間入学がゼロでありました。今年の生徒数が13名ということで運動会もできない状況となっています。今年のPTA総会では来年度からこうざき小に通わせたいという意見もあるため、今後の取組について、7月27日に臨時総会を開き組織を立ち上げて進めていきます。
 - こうざき小では今後、要望事項等の集約をおこなっていきます。
 - 大志生木小では、統合に向けた取組についてはまだ準備段階であり、今からというところです。木佐上のやり方について連携を密にとりながら条件等を取りまとめていきます。
- 【今後の協議内容と進め方についての意見】**
- 校区説明会の時に地域住民から出された意見・要望・質問の一覧表の資料がありますが、教育委員会としての考えについて、具体的なものが全く見えてこないのですが。逆に教育委員会から具体的な案を提示してもらえないのですか。
 - 例えば、通学に関する要望でもスクールバスをだしてほしいという意見やスクールバスだと乗り遅れたときに困るのでバスの費用を負担してもらおう方がよいという意見や、バス路線まで行くのに距離があるのでバスの補助だけでは困るといった意見もあり個人毎で要望が異なるので、どういう形であればよいのかをこの協議会で話していきたい。各校区からいただいたご意見を、今回校區別に資料にのせているものを、次回は項目別にまとめて、用意したい。
 - 統合直前になると資料にある意見以外にも各校区でいろいろな意見が出てくると思うが、市教委としてはこの協議会だけしか協議に参加しないのか、校区毎で要望があれば個別協議も可能ですか。
 - 校区毎の個別協議については対応させていただきます。最終的に市教委で作成する神崎中学校区の実施計画というのは全体の事になりますので協議会でということになります。

第1回地域協議会での確認事項

- ◆神崎中学校区適正配置地域協議会規約(案)・神崎中学校区適正配置地域協議会の会議の傍聴に関する要領(案)は異議なく決定し、同日付で施行することとなった。
- ◆会場についてはこうざき小学校1階ホール、時間帯については19:00～20:30までの開催とすることを確認した。
- ◆地域協議会の活動の情報提供のため、協議会だよりを作成する。協議会だよりは小中学校及び、こうざき幼稚園等の保護者に配布するとともに、地域住民には回覧板でお知らせする。また大分市のホームページにも掲載する。
- ◆校区説明会での回答については、次回の会議で示すことを確認した。
- ◆校区毎に個別協議の要望があれば対応する旨確認した。

神崎中学校区適正配置地域協議会規約

今回の協議会で決定した規約は以下のとおりです。

(目的及び構成)

第1条 大分市立小中学校適正配置基本計画の中で、木佐上小学校、大志生木小学校の2小学校をこうざき小学校に統合することとしている神崎中学校区について、地域としての合意形成を図るため、地域住民の代表者や保護者、学校関係者などにより神崎中学校区適正配置地域協議会(以下「協議会」という。)を構成する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、協議会としての意見を取りまとめ、大分市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に付託する。

- (1)神崎中学校区における適正配置の目指すべき方向性と具体的方策に関すること。
- (2)協議会活動の周知及び広報に関すること。
- (3)その他協議会の活動に必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、木佐上小学校、こうざき小学校及び大志生木小学校の各校区代表者8人以内、神崎中学校のPTA関係者2人の委員並びに、木佐上小学校、こうざき小学校、大志生木小学校及び神崎中学校の校長、教育委員会事務局職員3人以内の専門(アドバイザー)委員(以下「専門委員」という)をもって構成する。

2 専門委員は、会長又は委員の求めに応じ、又は主体的に、専門的立場からの説明を行い、意見を述べ、必要な助言をすることができる。

3 委員及び専門委員の任期は、発足の日から第5条第6項に定める報告を終了する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員が会議に出席できない場合、会長は当該委員の申し出により代理の者の出席を認めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会長は、会議における協議の内容について、取りまとめた事項を確認するものとする。

6 教育委員会は、第2条に規定する付託事項について、神崎中学校区適正配置に係る個別の実施計画への反映状況を、会長又は協議会に適宜報告するものとする。

7 会議は、公開とする。

8 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(以下省略)

附 則

(施行期日)

この規約は、平成26年7月15日から施行する。

＜神崎中学校区適正配置地域協議会委員＞

(敬称略)

所 属 等		氏 名	所 属 等		氏 名
木佐上小	木佐上校区自治委員連絡協議会会長	幸野 和夫	専 門 委 員	木佐上小学校長	河野 富久美
	PTA会長	大石 房則		こうざき小学校長	甲斐 由信
	PTA副会長	吉野 宏美		大志生木小学校長	須川 啓子
	PTA 5 学年学年長	後藤 洋江		神崎中学校長	高橋 和則
	PTA 3 学年学年長	小橋 佳子		学校教育課長	御手洗 功
	未就学児童保護者代表	長田 優二		学校施設課長	池辺 誠
こうざき小	本神崎校区自治委員連絡協議会会長	稲生 亨	教育企画課長	奈須 寿郎	
	PTA会長	松尾 彰吾			
	PTA副会長	岡野 登美世			
	PTA副会長	村上 由美			
	こうざき幼稚園会長	小野 まり			
	こうざき幼稚園副会長	高山 美紀			
大志生木小	大志生木校区自治委員連絡協議会会長	伊藤 一亀			
	大志生木連合自治会長	佐藤 正昭			
	佐賀関地区青少年健全育成協議会 大志生木地区代表	藤澤 治子			
	PTA会長	江藤 和則			
	PTA代表	渡邊 ルミ子			
	大志生木児童育成クラブ代表	横尾 正美			
	未就学児童保護者代表	伊藤 希美			
	未就学児童保護者代表	渡邊 智仁			
神崎中	PTA会長	横田 邦祐			
	PTA副会長	曾根 聡子			

＜編集後記＞

神崎中学校区の学校の適正配置に関して、地域の代表者等により構成された協議会が発足しました。協議会では、協議会の様子を広くお知らせするため、協議会だよりを発刊することとし、今後も積極的な情報発信に努めてまいります。

協議の要旨については、市のホームページにも公表しています。今後とも、協議会へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

神崎中学校区適正配置地域協議会だより「第1号」

発行：平成26年8月
 発行者：神崎中学校区適正配置地域協議会
 事務局：大分市教育委員会教育企画課
 連絡先：(住所) 大分市荷揚町2-31
 (TEL) 097-537-5903(直通)
 (E-mail) kyoikukikaku@city.oita.oita.jp